

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
當日が休日に當たるときは、翌日)

鳥取県告示第一号

昭和六十三年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十三年一月八日

告示

目次

◇告示

示

選挙管理委員会の招集（地方課）

保険医療機関等の指定（保険課）

保険薬剤師の登録（〃）

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（〃）

国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの（〃）

被爆者一般疾病医療機関の指定（健康対策課）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（農村整備課）

土地改良法による換地計画の決定（〃）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（七件）（〃）

土地改良事業の認可（〃）

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定（〃）

土地改良事業の工事の完了（〃）

鳥取県告示第二号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一日時 昭和六十三年一月十三日（水）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

1 鳥取県選挙管理委員会委員長の選挙について

2 昭和六十三年度選挙常時啓発事業計画について

示

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	井 泽 医 院	ヨネヤマ薬局
安達医院	米子市西三柳二〇四八	昭和六十二年十二月二十日	鳥取市未広温泉町四六三	鳥取市田園町三丁目二〇一
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町一五〇	昭和六十二年十二月二十日	鳥取市上町一八一五	昭和六十三年一月一日
稻賀医院	境港市上道町九一四一	昭和六十二年十二月二十日	百村眼科医院	境港市竹内町七九一十八
三朝町国民健康保険竹田診療所	東伯郡三朝町大字穴鳴一六八	昭和六十二年十二月二十日	中村歯科医院	鳥取市扇町三
大山町国民健康保険大山寺診療所	西伯郡大山町大山字上野原一	昭和六十二年十二月二十日	倉元内科医院	境港市外江町一七三三一一
西本医院	三一一大頭郡船岡町大字見瀬中一五	昭和六十三年一月一日	越智内科医院	米子市加茂町一十九
清水歯科医院	鳥取市岩倉字上樋掛四五二一七	"	八百谷歯科医院	八頭郡用瀬町大字用瀬三六八
今田歯科医院	米子市朝日町五	"	船木歯科医院	八頭郡用瀬町大字徳万字西垣
明石歯科診療所	西伯郡名和町大字御来屋字西	"	米田薬局	東伯郡東伯町大字徳万字西垣
圓道歯科医院	米子市東町二四一	"	船木歯科医院	七三四一
○(一)高郡鹿野町大字今市一〇四	大喜松三三十四	"	米田薬局	東伯郡大栄町大字由良宿一一
日 中 尾 医 院	昭和六十二年十二月十五日	"	米田薬局	五六

鳥取県告示第三号

財團法人恵仁会 薬局	西田内科	倉吉市上井町一一四二	昭和六十二年十二月一日	昭和六十二年十二月八日	昭和六十二年十二月八日	昭和六十二年十二月八日	昭和六十二年十二月八日
鳥取県東部医師会附属休日急患診療所	西田内科	鳥取市安長二四八一一	"	"	"	"	"
鳥取市富安一丁目六二	鳥取市加茂町二一二六	米子市加茂町二一二六	鳥取市富安一丁目六二	倉吉市上井町一一四二	米子市加茂町二一二六	米子市加茂町二一二六	米子市加茂町二一二六
日	昭和六十二年十二月十五日	"	"	"	"	"	"

昭和63年1月8日 金曜日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岡 美樹	鳥薬第六五五号	昭和六十二年十一月二十日
小松原 敬子	鳥薬第六五六号	昭和六十二年十二月二日

鳥取県告示第四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県告示第五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
鳥取県東部医師会附属休日夜急患診療所	鳥取市富安二丁目六二	昭和六十二年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岡 美樹	鳥国薬第六五五号	昭和六十二年十一月二十日

鳥取県告示第六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
足立歯科医院	境港市上道町一八五五	昭和六十二年十二月二十 二日

鳥取県告示第七号

西伯町土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯（江原）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大栄地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し

- 三 縦覧に供する期間
昭和六十三年一月九日から二十日間

大栄町役場

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（福井）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十号

鹿野町が行う土地改良事業（単県土地改良事業広ノ谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十一号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）布勢地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十

六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、
次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月八日

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和六十三年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所
鳥取市役所

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 三 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年一月九日から二十日間
- 一 縦覧に供する場所
鳥取市役所

鳥取市役所
縦覧に供する場所
昭和六十三年一月九日から二十日間
縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

鳥取県告示第十三号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）下味野地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適切と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十二号

米子市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）尾高地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適切と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年一月九日より二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十四号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）田通寺地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年一月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申出

鳥取県告示第十五号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）田通寺地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年一月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所

昭和63年1月8日 金曜日

鳥取県公報

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し
二 縦覧に供する期間
昭和六十三年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所
淀江町役場

鳥取県告示第十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業溝口（大坂）地区農業用用排水）を昭和六十二年十二月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十七号

淀江町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業佐陀地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

鳥取県告示第十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十九号

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
岩美町	農村地域定住促進対策事業高山地区区画整理事業	昭和六十二年十月三日